

大幅な最低賃金額の引上げ及び中小企業支援策強化を求め
る会長声明

1 佐賀地方最低賃金審議会は、2022（令和4）年8月8日、佐賀県内における最低賃金を32円引き上げて時間額853円とする答申を行った。この答申を受け、佐賀県労働局は、同年10月2日から時間額853円に改正することを決定した。

この引き上げ額は、全国でも2番目に高いものであって、そのような引き上げを行ったことは佐賀県内の貧困問題解消に一定程度資するものと評価することができる。

2 しかしながら、時間額853円は、全国で最も安価な水準であり、全国加重平均額との差額は108円、東京都の最低賃金額との差額は219円と大きい。佐賀県の現在の時間額で労働者が1か月173時間（法定労働時間週40時間とした場合の月労働時間）稼働しても、賃金額は月収14万7569円、年収177万828円にしかならず、ワーキングプアのラインとされる年収約200万円に及ばない。

3 長期に及んだ新型コロナウイルス感染症の感染状況は収束しつつあるものの、それでもロシアによるウクライナ侵攻が長期化する中で食料品など生活関連品や光熱費の価格が急上昇している状況にある。労働者の生活を守り、経済を活性化させるためには、大企業だけでなくすべての労働者の実質賃金の維持又は上昇が実現される必要がある。

4 本年3月、岸田文雄首相は、本年中に最低賃金の全国加重平均額を1000円とすることを目標に掲げた。

この目標を達しつつ、地域間格差を小さくするためには、最低賃金額が全国で最も安価な水準である当地でこそ大幅な増額が必要である。その場合、中小零細企業にとって負担増となるため、十分な支援策が必要である。

5 以上より、当会は、佐賀地方最低賃金審議会に対し、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するため、本年度、最低賃金の大幅な引上げを答申すべきであること、及び、国に対し、中小企業支援策をさらに強化することをそれぞれ求める。

2023年（令和5年）6月20日

佐賀県弁護士会

会長 櫻田 康則